役員の報酬等に関する規程

第　1　章　　総　　則

（目　的）
第１条　この内規は、社会福祉法人勇能福祉会の役員の報酬及び費用について定めるものである。

（適　用）
第２条　この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員、選任・解任委員をいう。
２　報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益とする。費用とは明確に区分されるものとする。
３　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第　2　章　　報　　酬

（役員の報酬）
第３条　役員が理事会等出席の対価としては、報酬を支給しないことができる。
２　理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった対価としては、報酬を支給しないことができる。
３　理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった対価としては、報酬を支給しないことができる。

（監事の報酬）
第４条　監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった対価としては、報酬を支給しないことができる。

（費用）
第５条 役員が各議会へ出席したときは、旅費を実費相当分として 6,000 円を支給することができる。
２　理事会出席以外の法人業務のために出張するときは、旅費を実費相当分として 6,000 円支給する。
３　２の旅費が 6,000 円以上の場合は、実費を原則として支給できる。
４　旅費以外に業務遂行で必要な経費は、実費を原則として支給できる。
５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（適用除外）
第６条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

第　３　章　　補　　則

（委　　任）

第７条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成１７年４月１日より適用する

平成２６年４月１日改訂

平成２９年４月１日改訂

平成３１年３月２７日改訂（平成３１月２６日評議員議決）

令和７年４月１日改訂（令和７年６月２３日評議員議決）